

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 財政のあらまし【財政局財務部財政課】
3
- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】
3 0
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】
3 3
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】
3 4

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】
3 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】
3 6
- 北九州市町上津役土地地区画整理組合の解散の認可【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】
4 1

◇ 教育委員会規則

- 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】
4 2
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】
4 4
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】
4 7

◇ 監査委員告示

- 北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局監査第一課】

50

北九州市告示第 2 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 1 日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

財政のあらまし

はじめに

令和 2 年度は、若者の地元就職に繋がる雇用の創出や企業誘致、環境ビジネスなどリーディング産業の振興、子育て・教育環境のさらなる充実など、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取組や、SDGs 未来都市の達成に向けた取組を着実に推進します。これらの取組を通じて、誰もが「住みたい、住み続けたい」と実感できるまちの実現に邁進します。

こうした思いを込め、令和 2 年度予算のキャッチフレーズを「～SDGs 未来都市への挑戦～住みたいまち北九州実現予算」として編成し、「文化・スポーツの振興などによるまちのにぎわいの創出」、「人や投資の流れを加速させる経済成長戦略の実行」、「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」、「住みたいまちの実現～「元気発進！北九州」プランの総仕上げ～」を「4 つの柱」として掲げ、重点的に取り組んでいきます。

市税や地方交付税等などの一般財源に限られる中、本市の将来の発展や喫緊の課題に的確に対応していくため、より一層の事業の選択と集中を図るとともに、行財政改革を絶え間なく進め、今後も安定した行政サービスを提供し、新たな時代を切り拓く取組を進めてまいります。

本書は、令和 2 年度予算及び令和元年度下半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

本書を通じて、本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

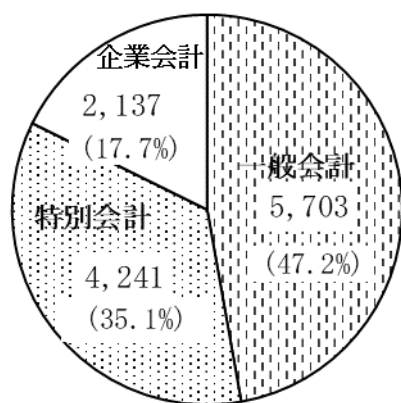
1 令和2年度当初予算

(1) 令和2年度当初予算概要

一般会計の予算額は、当初予算としては前年度より41億円減少したものの、幼児教育・保育の無償化の通年実施などにより、子育て支援に係る経費などが増加したことから、過去3番目の予算規模となっています。

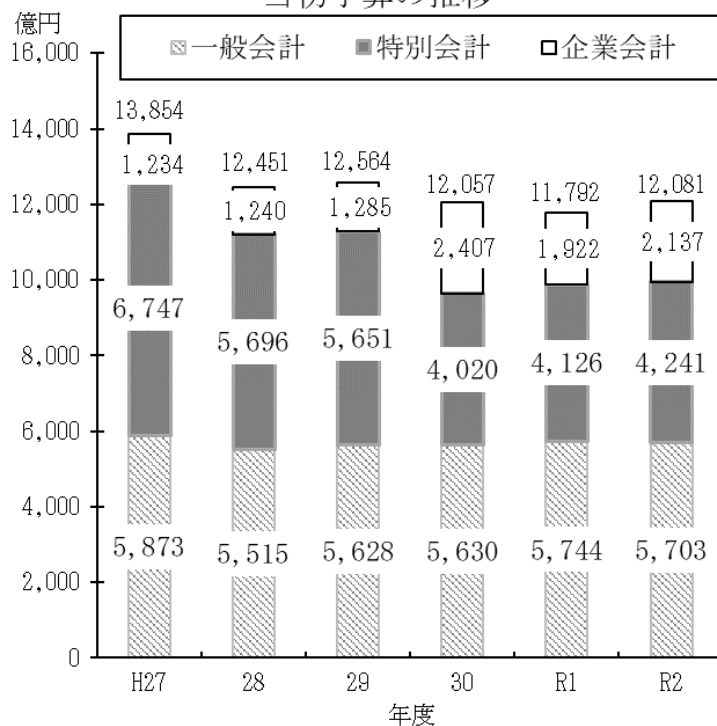
特別会計の予算額は、前年度比116億円の増、また企業会計の予算額は、前年度比214億円の増となっています。

令和2年度当初予算
(単位：億円)



合計：12,081

当初予算の推移



(2) 令和2年度会計別予算総額と前年度比較

(単位：千円)

会 計 別		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		比 較	
		当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A-B) C	増減率 C/B %
一 般 会 計		570,298,000	47.2	574,391,000	48.7	△ 4,093,000	△ 0.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	101,326,000	8.4	99,786,000	8.5	1,540,000	1.5
	食 肉 セ ン タ ー	340,000	0.0	300,000	0.0	40,000	13.3
	卸 売 市 場	771,100	0.1	641,300	0.1	129,800	20.2
	渡 船	382,900	0.0	378,500	0.0	4,400	1.2
	土 地 区 画 整 理	1,610,000	0.1	2,235,000	0.2	△ 625,000	△ 28.0
	土地区画整理事業清算	1,000	0.0	21,400	0.0	△ 20,400	△ 95.3
	港 湾 整 備	5,292,000	0.4	4,942,000	0.4	350,000	7.1
	公 債 償 還	179,815,000	14.9	176,603,000	15.0	3,212,000	1.8
	住宅新築資金等貸付	6,000	0.0	10,000	0.0	△ 4,000	△ 40.0
	土 地 取 得	4,896,000	0.4	3,821,000	0.3	1,075,000	28.1
	駐 車 場	343,300	0.0	404,000	0.0	△ 60,700	△ 15.0
	母子父子寡婦福祉資金	593,300	0.1	491,600	0.1	101,700	20.7
	産 業 用 地 整 備	1,242,500	0.1	716,100	0.1	526,400	73.5
	漁 業 集 落 排 水	37,800	0.0	38,100	0.0	△ 300	△ 0.8
	介 護 保 険	106,316,000	8.8	100,497,000	8.5	5,819,000	5.8
	空港関連用地整備	6,900	0.0	6,900	0.0	0	0.0
	学術研究都市土地区画整理	405,000	0.1	1,304,000	0.1	△ 899,000	△ 68.9
	臨海部産業用地貸付	427,300	0.0	430,700	0.0	△ 3,400	△ 0.8
	後期高齢者医療	16,656,000	1.4	16,690,000	1.4	△ 34,000	△ 0.2
	市民太陽光発電所	96,400	0.0	87,500	0.0	8,900	10.2
	市立病院機構病院事業債管理	3,568,200	0.3	3,170,400	0.3	397,800	12.5
計		424,132,700	35.1	412,574,500	35.0	11,558,200	2.8
企 業 会 計	上 水 道 事 業	34,221,880	2.8	34,770,740	2.9	△ 548,860	△ 1.6
	工 業 用 水 道 事 業	2,767,010	0.2	2,772,540	0.2	△ 5,530	△ 0.2
	交 通 事 業	2,241,620	0.2	2,663,830	0.2	△ 422,210	△ 15.8
	病 院 事 業	800,680	0.1	846,670	0.1	△ 45,990	△ 5.4
	下 水 道 事 業	51,277,670	4.3	52,534,660	4.5	△ 1,256,990	△ 2.4
	公 営 競 技 事 業	122,360,930	10.1	98,652,480	8.4	23,708,450	24.0
計		213,669,790	17.7	192,240,920	16.3	21,428,870	11.1
合 計		1,208,100,490	100.0	1,179,206,420	100.0	28,894,070	2.5

(3) 一般会計歳入予算額款別構成

(単位：千円)

区 分		令和2年度		令和元年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増(△)減	増減率
		A	%	B	%	(A-B) C	C/B%
自主財源	市 税	176,236,300	30.9	175,428,200	30.5	808,100	0.5
	分担金及び負担金	2,976,361	0.5	4,156,410	0.7	△ 1,180,049	△ 28.4
	使用料及び手数料	16,282,838	2.9	16,635,608	2.9	△ 352,770	△ 2.1
	財産収入	7,133,564	1.2	6,893,744	1.2	239,820	3.5
	寄 附 金	1,042,088	0.2	697,285	0.1	344,803	49.4
	繰 入 金	14,323,491	2.5	14,670,367	2.6	△ 346,876	△ 2.4
	繰 越 金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
	諸 収 入	57,672,395	10.1	57,804,572	10.1	△ 132,177	△ 0.2
	計	275,667,047	48.3	276,286,196	48.1	△ 619,149	△ 0.2
依存財源	地 方 譲 与 税	3,247,000	0.6	3,218,000	0.6	29,000	0.9
	利子割交付金	91,000	0.0	169,000	0.0	△ 78,000	△ 46.2
	配当割交付金	558,000	0.1	562,000	0.1	△ 4,000	△ 0.7
	株式等譲渡所得割交付金	191,000	0.0	348,000	0.1	△ 157,000	△ 45.1
	分離課税所得割交付金	131,000	0.0	141,000	0.0	△ 10,000	△ 7.1
	法人事業税交付金	1,055,000	0.2	-	-	1,055,000	皆増
	地方消費税交付金	22,561,000	4.0	16,544,000	2.9	6,017,000	36.4
	ゴルフ場利用税交付金	42,000	0.0	42,000	0.0	0	0.0
	自動車取得税交付金	10	0.0	482,000	0.1	△ 481,990	△ 100.0
	環境性能割交付金	612,000	0.1	234,000	-	378,000	161.5
	軽油引取税交付金	5,652,000	1.0	5,852,000	1.0	△ 200,000	△ 3.4
	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	25,000	0.0	25,000	0.0	0	0.0
	地方特例交付金	1,090,000	0.2	1,781,000	0.3	△ 691,000	△ 38.8
	地 方 交 付 税	62,000,000	10.9	63,000,000	11.0	△ 1,000,000	△ 1.6
	交通安全対策特別交付金	362,000	0.1	384,000	0.1	△ 22,000	△ 5.7
	国庫支出金	110,441,800	19.4	113,325,990	19.7	△ 2,884,190	△ 2.5
	県 支 出 金	29,977,243	5.2	28,277,414	4.9	1,699,829	6.0
	市 債	56,594,900	9.9	63,719,400	11.1	△ 7,124,500	△ 11.2
	計	294,630,953	51.7	298,104,804	51.9	△ 3,473,851	△ 1.2
合 計		570,298,000	100.0	574,391,000	100.0	△ 4,093,000	△ 0.7

(4) 一般会計歳出予算額性質別構成

(単位：千円)

区 分	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		比 較	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A－B) C	増減率 C／B %
消 費 的 経 費	356,479,729	62.5	352,523,631	61.4	3,956,098	1.1
人 件 費	112,105,238	19.7	111,564,337	19.4	540,901	0.5
扶 助 費	147,164,629	25.8	144,608,844	25.2	2,555,785	1.8
そ の 他	97,209,862	17.0	96,350,450	16.8	859,412	0.9
物 件 費	58,271,237	10.2	58,525,520	10.2	△ 254,283	△ 0.4
維 持 補 修 費	8,657,410	1.5	8,555,634	1.5	101,776	1.2
補 助 費 等	30,281,215	5.3	29,269,296	5.1	1,011,919	3.5
投 資 的 経 費	53,865,133	9.4	63,143,822	11.0	△ 9,278,689	△ 14.7
普 通 建 設 事 業 費	53,865,133	9.4	63,143,822	11.0	△ 9,278,689	△ 14.7
そ の 他 の 経 費	159,953,138	28.0	158,723,547	27.6	1,229,591	0.8
公 債 費	67,627,592	11.9	67,572,031	11.8	55,561	0.1
積 立 金	1,772,341	0.3	2,479,090	0.4	△ 706,749	△ 28.5
投 資 及 び 出 資 金	409,919	0.1	405,654	0.1	4,265	1.1
貸 付 金	42,858,952	7.5	42,983,336	7.5	△ 124,384	△ 0.3
繰 出 金	46,984,334	8.2	44,983,436	7.8	2,000,898	4.4
予 備 費	300,000	0.0	300,000	0.0	0	0.0
合 計	570,298,000	99.9	574,391,000	100.0	△ 4,093,000	△ 0.7

(5) 一般会計歳出予算額目の別構成

(単位：千円)

款 別	令和2年度		令和元年度		比 較	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A-B) C	増減率 C/B %
1 議 会 費	1,657,481	0.3	1,675,342	0.3	△ 17,861	△ 1.1
2 総 務 費	44,852,760	7.8	44,227,863	7.7	624,897	1.4
3 保 健 福 祉 費	161,844,804	28.4	158,358,646	27.6	3,486,158	2.2
4 子 ど も 家 庭 費	70,751,799	12.4	69,776,683	12.1	975,116	1.4
5 環 境 費	16,734,194	2.9	14,725,319	2.6	2,008,875	13.6
6 労 働 費	416,115	0.1	441,433	0.1	△ 25,318	△ 5.7
7 農 林 水 産 業 費	2,234,224	0.4	1,895,969	0.3	338,255	17.8
8 産 業 経 済 費	54,673,371	9.6	55,509,341	9.7	△ 835,970	△ 1.5
9 土 木 費	40,918,336	7.2	48,941,025	8.5	△ 8,022,689	△ 16.4
10 港 湾 費	6,627,234	1.2	6,705,690	1.2	△ 78,456	△ 1.2
11 建 築 行 政 費	9,053,177	1.6	9,392,544	1.6	△ 339,367	△ 3.6
12 消 防 費	12,781,540	2.2	13,303,904	2.3	△ 522,364	△ 3.9
13 教 育 費	70,784,125	12.4	72,334,961	12.6	△ 1,550,836	△ 2.1
14 災 害 復 旧 費	791	0.0	960	0.0	△ 169	△ 17.6
15 諸 支 出 金	76,668,049	13.4	76,801,320	13.4	△ 133,271	△ 0.2
16 予 備 費	300,000	0.1	300,000	0.0	0	0.0
合 計	570,298,000	100.0	574,391,000	100.0	△ 4,093,000	△ 0.7

2 令和元年度下半期財政運営の状況

(1) 一般会計予算の執行状況

(令和2年3月31日現在)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	区 分	予算現額 (C)	支出済額 (D)	支出率 (D/C)
市 税	1,754 億 2,820 万円	1,728 億 5,606 万円	% 98.5	保健福祉費	1,595 億 5,434 万円	1,296 億 6,999 万円	% 81.3
国庫支出金	1,269 億 4,719 万円	1,016 億 1,702 万円	80.0	教 育 費	842 億 14 万円	636 億 7,180 万円	75.6
市 債	821 億 500 万円	298 億 980 万円	36.3	諸 支 出 金	784 億 4,932 万円	96 億 7,261 万円	12.3
諸 収 入	579 億 562 万円	416 億 8,533 万円	72.0	土 木 ・ 建築行政費	770 億 491 万円	407 億 1,479 万円	52.9
地方交付税	651 億 5,546 万円	656 億 8,091 万円	100.8	子 ど も 家 庭 費	705 億 4,862 万円	661 億 2,137 万円	93.7
県 支 出 金	296 億 1,527 万円	261 億 8,578 万円	88.4	産業経済費	556 億 6,880 万円	394 億 1,153 万円	70.8
そ の 他	772 億 5,798 万円	580 億 4,380 万円	75.1	そ の 他	889 億 8,859 万円	661 億 6,129 万円	74.3
合 計	6,144 億 1,472 万円	4,958 億 7,870 万円	80.7	合 計	6,144 億 1,472 万円	4,154 億 2,338 万円	67.6

(2) 特別会計予算の執行状況

(令和2年3月31日現在)

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出	
		収入済額(B)	収入率(B/A)	支出済額(C)	支出率(C/A)
公 債 償 還	1,766 億 5,780 万円	1,236 億 7,494 万円	% 70.0	1,743 億 8,994 万円	% 98.7
国民健康保険	1,000 億 6,600 万円	964 億 2,237 万円	96.4	940 億 2,066 万円	94.0
介 護 保 険	1,014 億 3,236 万円	821 億 8,958 万円	81.0	903 億 9,598 万円	89.1
後 期 高 齢 者 医 療	166 億 9,000 万円	151 億 102 万円	90.5	151 億 7,576 万円	90.9
港 湾 整 備	49 億 5,100 万円	59 億 1,245 万円	119.4	13 億 3,229 万円	26.9
土 地 取 得	39 億 6,209 万円	5 億 9,622 万円	15.0	5 億 359 万円	12.7
そ の 他	114 億 6,561 万円	92 億 358 万円	80.3	44 億 2,431 万円	38.6
合 計	4,152 億 2,486 万円	3,331 億 16 万円	80.2	3,802 億 4,253 万円	91.6

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

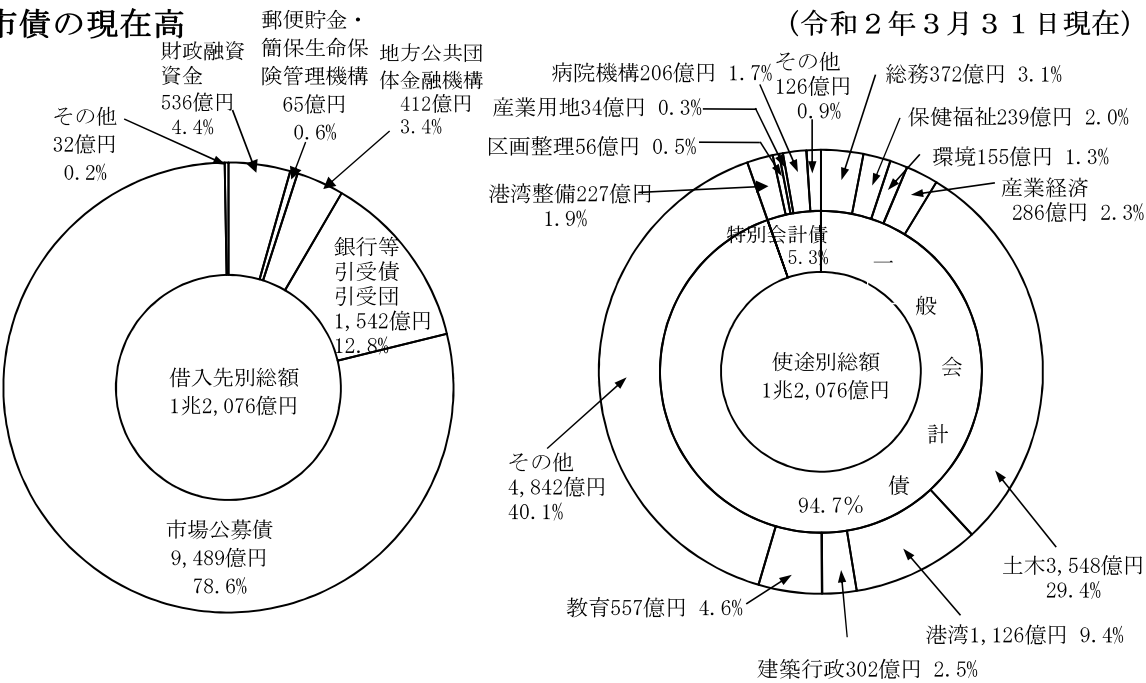
(令和2年3月31日現在)

区分	単位	数 量		
		行政財産	普通財産	合 計
土 地	m ²	22,187,500	7,118,276	29,305,776
建 物	m ²	4,685,945	154,132	4,840,077
立 木	m ³	156,420	—	156,420
船 舶	隻 (t)	2 (133)	0	2 (133)
浮 棧 橋	個	6	—	6
航 空 機	機	1	—	1
物 権	m ²	687,158	2	687,160
特 許 権	件	0	—	0
著 作 権	件	108	—	108
商 標 権	件	—	14	14

区 分	単 位	数 量
有 価 証 券	千 円	771,120
出 資 に よ る 権 利	千 円	68,899,155

イ 市債の現在高

(令和2年3月31日現在)



ウ 一時借入金

(令和2年3月31日現在)

予算で定めた最高限度額	850 億円	一時借入金残高	0 億円
-------------	--------	---------	------

3 令和元年度公営企業の業務状況

(1) 上水道事業会計

ア 事業の概況

【水道事業】

給 水 状 況

(令和2年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増 (△) 減	増 減 率 (%)
給水戸数 (戸)	505,268	502,849	2,419	0.5
配水量 (千 m^3)	108,555	109,930	△ 1,375	△ 1.3
	53,785	54,495	△ 710	△ 1.3
一日平均配水量 (m^3)	296,597	301,178	△ 4,581	△ 1.5
	293,908	299,424	△ 5,516	△ 1.8

※上段は年間 (4月1日～3月31日まで) の状況

※下段は下半期 (10月1日～3月31日まで) の状況

【水道用水供給事業】

給 水 状 況

(令和2年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増 (△) 減	増 減 率 (%)
給水事業者数 (事業者)	5	5	0	0.0
給水量 (千 m^3)	6,815	6,917	△ 102	△ 1.5
	3,348	3,491	△ 143	△ 4.1
一日平均給水量 (m^3)	18,620	18,950	△ 330	△ 1.7
	18,297	19,182	△ 885	△ 4.6

※上段は年間 (4月1日～3月31日まで) の状況

※下段は下半期 (10月1日～3月31日まで) の状況

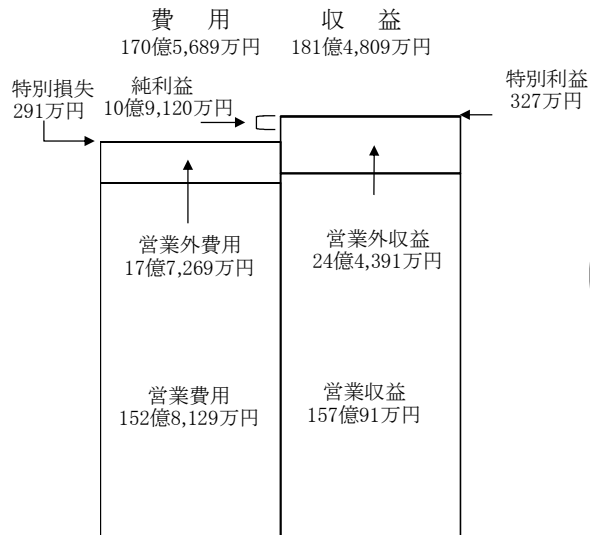
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【水道事業】

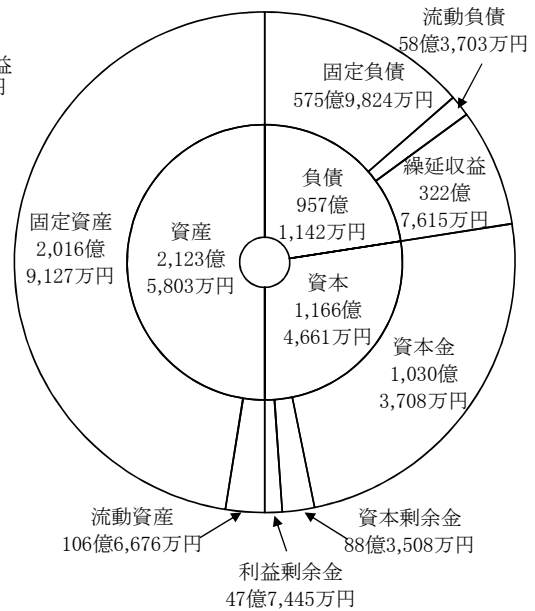
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



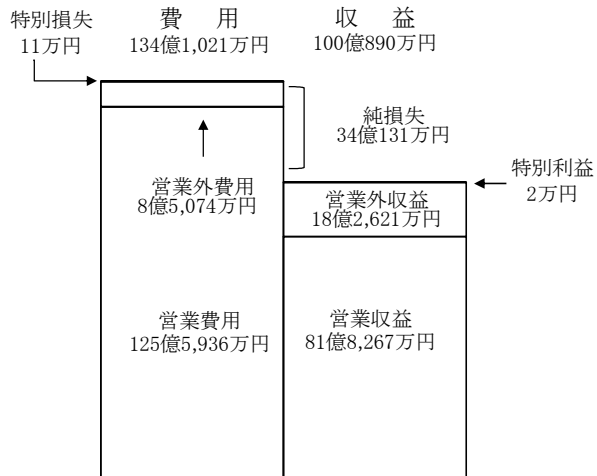
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

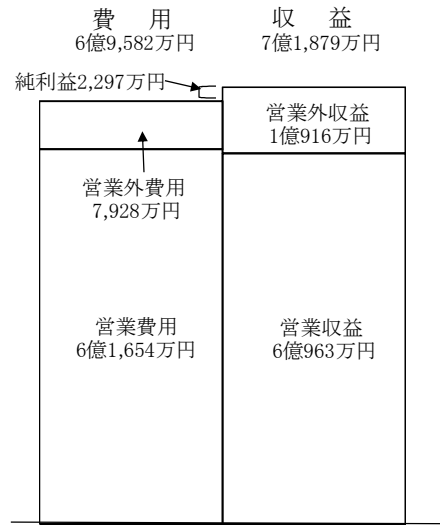
(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



【水道用水供給事業】

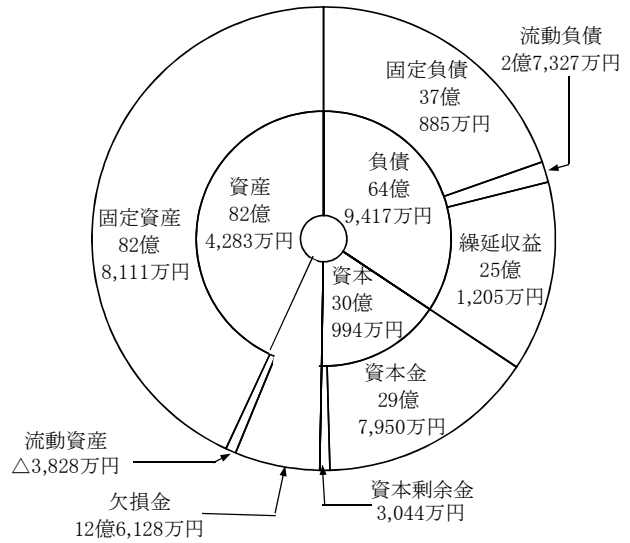
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



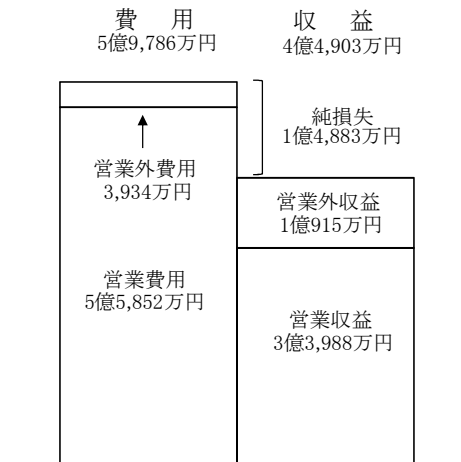
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



ウ 令和2年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

a 業務予定量

【水道事業】

(a) 給水戸数	505,929 戸
(b) 総配水量	105,243 千m ³
(c) 一日平均配水量	288,337 m ³

【水道用水供給事業】

(a) 給水事業者数	5 事業者
(b) 総給水量	7,300 千m ³
(c) 一日平均給水量	20,000 m ³

b 予算額

【水道事業】

単位：千円

区分		予算額
収益的収支	水道事業収益	20,274,497
	営業収益	17,587,779
	営業外収益	2,686,691
	特別利益	27
	水道事業費	19,671,764
	営業費用	17,167,364
	営業外費用	2,491,577
	特別損失	12,823
資本的収支	水道事業資本的収入	5,893,401
	企業債	4,983,000
	国県補助金	109,988
	出資金	101,289
	工事負担金	695,104
	固定資産売却代金	10
	基金収入	1,000
	預託金返還金	3,000
	その他資本的収入	10
	水道事業資本的支出	13,512,536
	施設費	10,149,442
	企業債償還金	3,290,429
	投資	1,000
	預託金	3,000
	国庫補助金返還金	68,665

【水道用水供給事業】

単位：千円

区分		予算額
収益的収支	用水供給事業収益	836,619
	営業収益	738,860
	営業外収益	97,749
	特別利益	10
	用水供給事業費	827,403
	営業費用	703,945
	営業外費用	123,448
	特別損失	10
資本的収支	用水供給事業資本的収入	20,020
	工事負担金	20,000
	固定資産売却代金	10
	その他資本的収入	10
	用水供給事業資本的支出	210,177
	施設費	34,063
	企業債償還金	176,114

(イ) 事業の経営方針

平成28年4月に策定した「北九州市上下水道事業中期経営計画（計画期間：平成28年～令和2年度）」に基づき、安全・安心で質の高いサービスを提供し、現行料金を維持するよう努めます。

また、令和2年度は現中期経営計画の最終年度であり、重点施策の目標達成を目指し、各事業を確実に推進します。

(2) 工業用水道事業会計

ア 事業の概況

給 水 状 況

(令和2年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増 (△) 減	増 減 率 (%)
給水事業所数 (事業所)	71	71	0	0.0
給水量 (千 m^3)	47,254	40,945	6,309	15.4
	21,116	21,651	△ 535	△ 2.5
一日平均給水量 (千 m^3)	129,110	112,178	16,932	15.1
	115,389	118,962	△ 3,573	△ 3.0

※上段は年間 (4月1日～3月31日まで) の状況

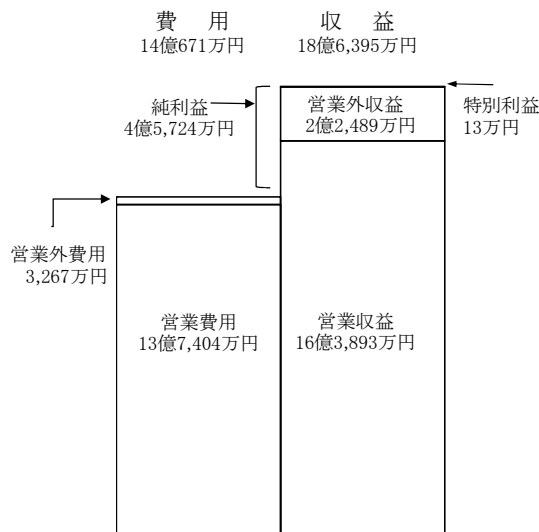
※下段は下半期 (10月1日～3月31日まで) の状況

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

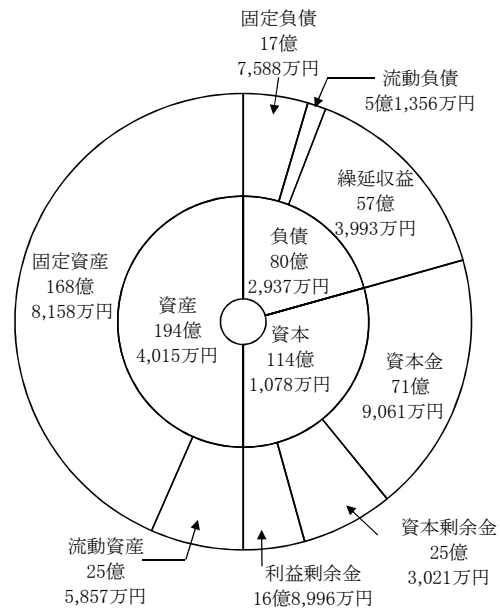
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



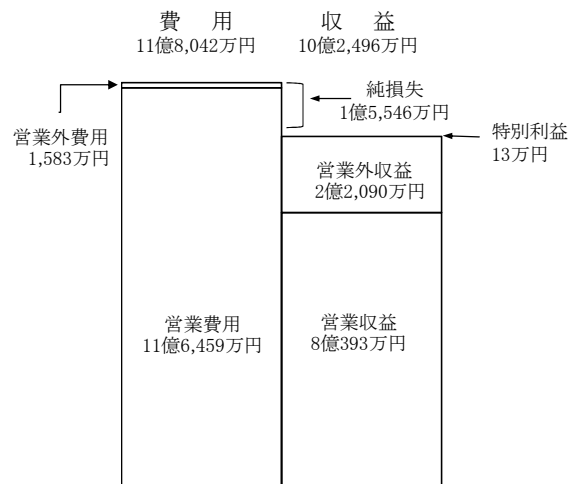
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



ウ 令和２年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

a 業務予定量

(a) 給水事業所数	71 事業所
(b) 総給水量	41,138 千m ³
(c) 一日平均給水量	112,707 m ³

b 予算額

単位：千円

区分		予算額
収益的収支	工業用水道事業収益	2,000,727
	営業収益	1,774,428
	営業外収益	226,289
	特別利益	10
	工業用水道事業費	1,771,406
	営業費用	1,672,842
	営業外費用	98,554
	特別損失	10
資本的収支	工業用水道事業資本的収入	429,453
	企業債	256,000
	国庫補助金	45,933
	工事負担金	127,500
	固定資産売却代金	10
	その他資本的収入	10
	工業用水道事業資本的支出	995,604
	施設費	812,404
	企業債償還金	183,200

(イ) 事業の経営方針

平成２８年４月に策定した「北九州市上下水道事業中期経営計画（計画期間：平成２８年～令和２年度）」に基づき、安定給水を図るための施設として工水改築事業を進め、健全経営を維持します。

また、令和２年度は現中期経営計画の最終年度であり、重点施策の目標達成を目指し、各事業を確実に推進します。

(3) 交通事業会計

ア 事業の概況

輸 送 状 況

(令和2年3月31日現在)

区 分	令和元年度	平成30年度	増（△）減	増減率（％）	
実 働 車 両 数 （ 両 ）	31,312	31,228	84	0.27	
	15,523	15,492	31	0.2	
	乗 合 （ 両 ）	27,195	26,854	341	1.3
		13,566	13,352	214	1.6
	貸 切 （ 両 ）	4,117	4,374	△ 257	△ 5.9
		1,957	2,140	△ 183	△ 8.6
走 行 キ ロ 数 （ km ）	4,482,081	4,517,927	△ 35,846	△ 0.8	
	2,253,373	2,241,870	11,503	0.5	
	乗 合 （ km ）	4,011,455	4,041,059	△ 29,604	△ 0.7
		2,006,590	2,009,456	△ 2,866	△ 0.1
	貸 切 （ km ）	470,626	476,868	△ 6,242	△ 1.3
		246,783	232,414	14,369	6.2
輸 送 人 員 （ 人 ）	5,802,355	6,171,011	△ 368,656	△ 6.0	
	2,789,379	2,943,155	△ 153,776	△ 5.2	
	乗 合 （ 人 ）	5,392,140	5,703,714	△ 311,574	△ 5.5
		2,601,278	2,746,393	△ 145,115	△ 5.3
	貸 切 （ 人 ）	410,215	467,297	△ 57,082	△ 12.2
		188,101	196,762	△ 8,661	△ 4.4
一日平均輸送人員 （ 人 ）	15,853	16,907	△ 1,053	△ 6.2	
	15,243	16,171	△ 928	△ 5.7	
	乗 合 （ 人 ）	14,733	15,627	△ 894	△ 5.7
		14,215	15,090	△ 875	△ 5.8
	貸 切 （ 人 ）	1,121	1,280	△ 159	△ 12.5
		1,028	1,081	△ 53	△ 4.9

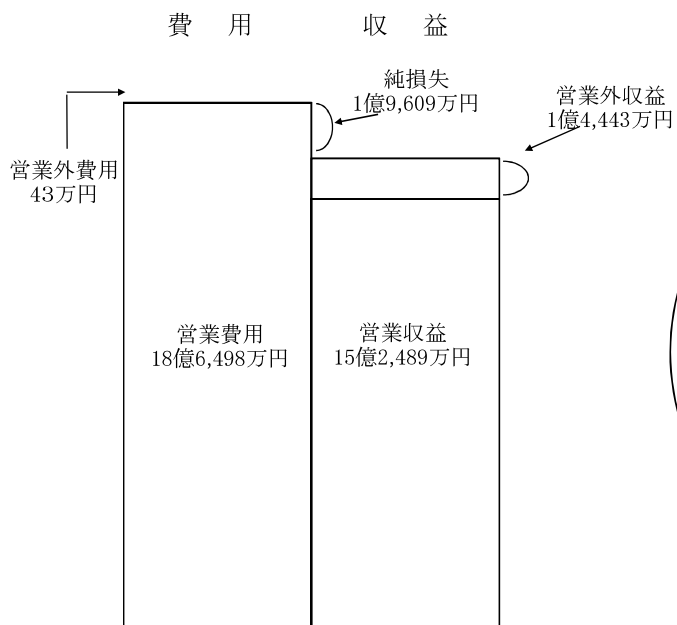
※上段は年間(4月1日～3月31日まで)の状況

※下段は下半期(10月1日～3月31日まで)の状況

イ 経理の状況

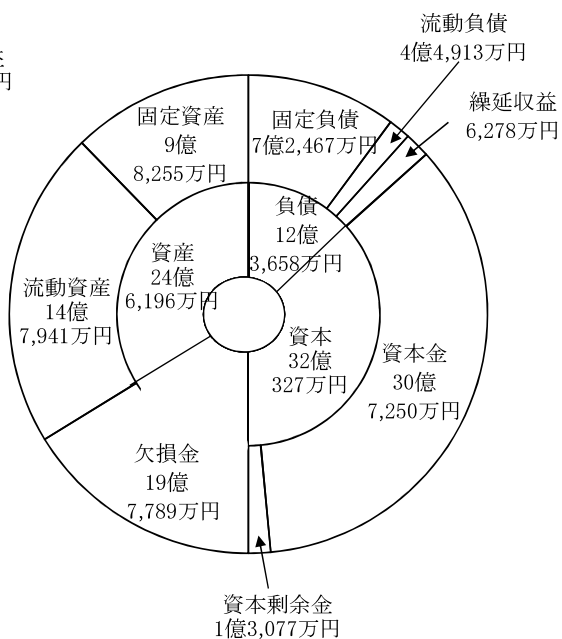
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



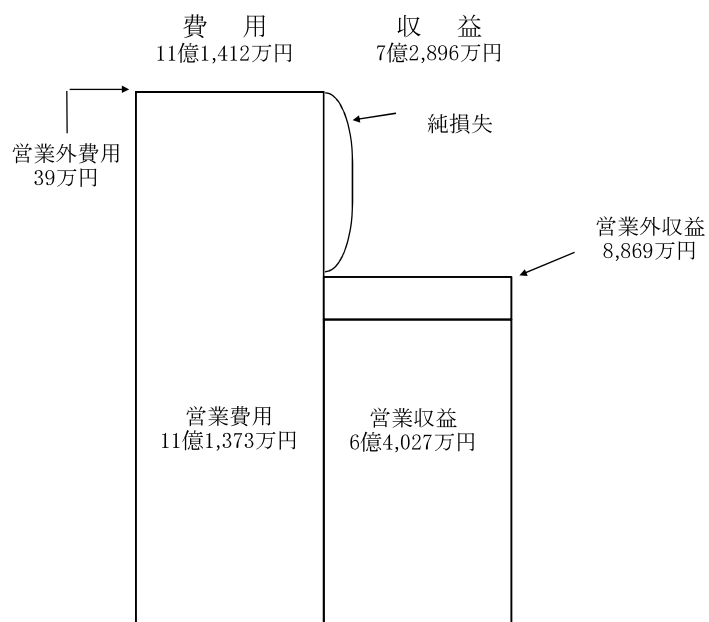
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



ウ 令和２年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

a 業務予定量

【乗合車】

(a) 車両数	98 台
(b) 年間走行キロメートル	3,646,000 キロメートル
(c) 年間輸送人員	5,479,000 人
(d) 一日平均輸送人員	15,011 人

【貸切車】

(a) 車両数	22 台
(b) 年間走行キロメートル	505,000 キロメートル
(c) 年間輸送人員	602,000 人
(d) 一日平均輸送人員	1,649 人

b 予算額

単位：千円

区分		予算額
収 益 的 収 支	自動車運送事業収益	2, 061, 941
	営業収益	1, 912, 726
	営業外収益	149, 195
	特別利益	20
	自動車運送事業費	2, 035, 979
	営業費用	1, 931, 217
	営業外費用	102, 752
	特別損失	10
	予備費	2, 000
	資 本 的 収 支	自動車運送事業資本的收入
企業債		70, 000
国庫補助金		1, 146
県支出金		2, 086
固定資産売却代金		10
その他資本的收入		10
自動車運送事業資本の支出		205, 641
建設改良費		131, 875
企業債償還金		71, 766
予備費		2, 000

(イ) 事業の経営方針

「第２次北九州市営バス事業経営計画」に基づき、様々な取り組みを着実に実行し、安全・安心な運航の確保と利用者サービスの向上に努めるとともに、今後とも健全経営を維持しつつ、公営バス事業者として、市民の生活を支える足としての重要な役割を果たしていきます。

また、令和２年度は「第３次北九州市営バス事業経営計画」を策定し、更なる経営改善を行います。

(4) 病院事業会計

ア 事業の概況

病院事業では、平成31年4月1日に、医療センター、八幡病院及び看護専門学校の運営を地方独立行政法人北九州市立病院機構へ移管した。

市立門司病院について、医療法人茜会を指定管理者として、結核病棟の運営を行った。

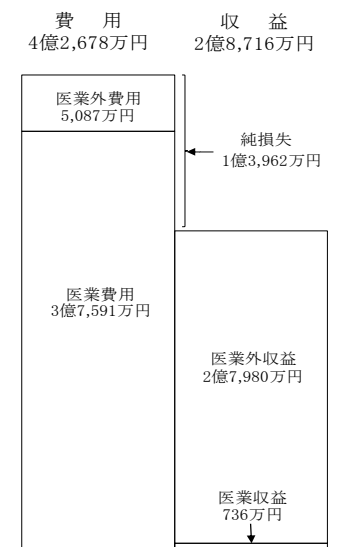
また、市立門司病院、旧市立若松病院等にかかる企業債の償還を行った。

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

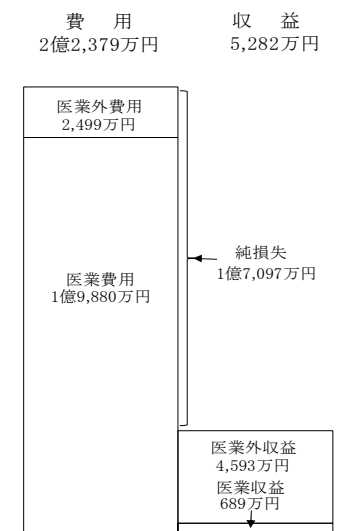
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



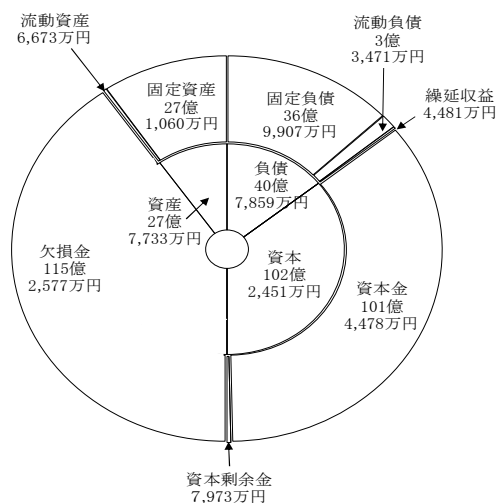
損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



ウ 令和２年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

(単位：千円)

			予算額
収益的収支	病院事業収益	医業収益	58,009
		医業外収益	267,355
		特別利益	10
		計	325,374
	病院事業費	医業費用	429,469
		医業外費用	50,271
		特別損失	10
		計	479,740
資本的収支	企業債		12,300
	出資金		308,630
		計	320,930
	建設改良費		12,300
	企業債償還金		308,630
		計	320,930

(イ) 事業の経営方針

北九州市において、唯一の結核医療を提供する病院として、指定管理者制度の下、結核医療を提供していく。

なお、平成３１年４月１日に、医療センター、八幡病院及び看護専門学校の運営を地方独立行政法人北九州市立病院機構へ移管した。

(5) 下水道事業会計

ア 事業の概況

下水処理状況

(令和2年3月31日現在)

区分	年度	令和元年度	平成30年度	増(△)減	増減率(%)
年間処理水量(千 m^3)		141,950	139,121	2,829	2.0
		68,152	64,212	3,940	6.1
水洗化助成戸数(戸)		3	4	△1	△25
		3	3	0	0.0

※上段は年間(4月1日～3月31日まで)の状況

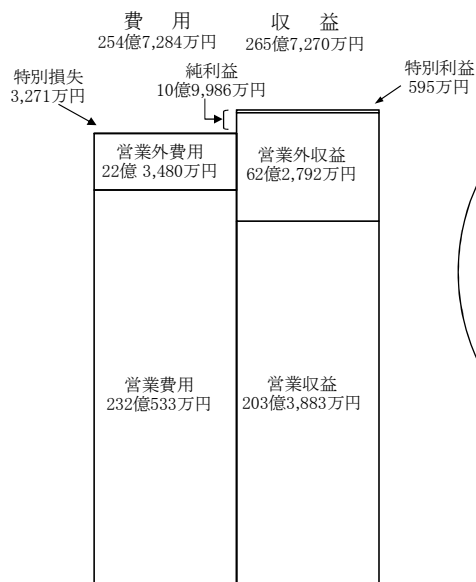
※下段は下半期(10月1日～3月31日まで)の状況

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

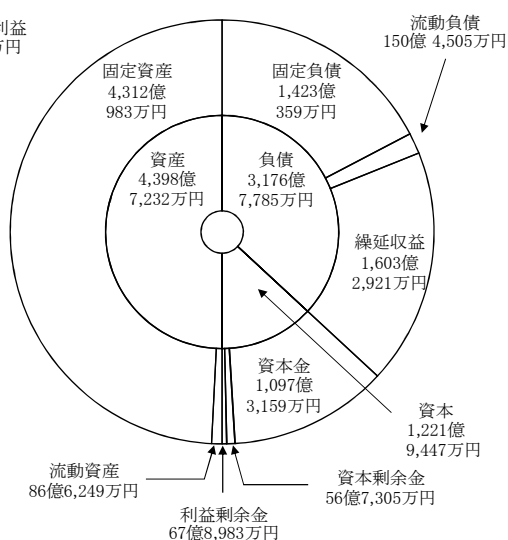
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



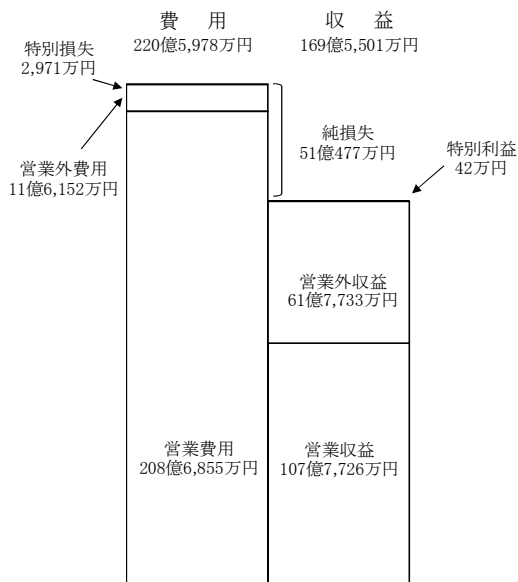
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



ウ 令和2年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

a 業務の予定量

(a) 年間処理水量	146,177千m ³
(b) 水洗化助成戸数	20戸

b 予算額

単位：千円

区分		予算額
収 益 的 収 支	下水道事業収益	27,767,280
	営業収益	21,907,454
	営業外収益	5,859,796
	特別利益	30
	下水道事業費	27,399,512
	営業費用	24,851,764
	営業外費用	2,527,728
	特別損失	20,020
資 本 的 収 支	下水道事業資本的収入	12,968,583
	企業債	6,497,000
	国庫補助金	3,862,450
	負担金	451,068
	寄附金	6,234
	貸付金回収金	1,811
	基金繰入金	2,150,000
	その他資本的収入	20
	下水道事業資本的支出	23,878,158
	建設改良費	12,104,954
	企業債償還金	9,363,654
	投資	2,409,550

(イ) 事業の経営方針

平成28年4月に策定した「北九州市上下水道事業中期経営計画（計画期間：平成28～令和2年度）」に基づき、安全・安心で質の高いサービスを提供し、現行料金を維持するよう努めます。

また、令和2年度は現中期経営計画の最終年度であり、重点施策の目標達成を目指し、各事業を着実に推進します。

(6) 公営競技事業会計

ア 事業の概況

【競輪事業】

実 施 状 況

(令和2年3月31日現在)

事 項 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増 (△) 減	増減率 (%)
開 催 日 数 (日)	74	71	3	4.2
	44	45	△ 1	△ 2.2
車 券 発 売 金 (円)	29,174,755,900	28,674,394,800	500,361,100	1.7
	21,562,412,500	22,920,258,400	△ 1,357,845,900	△ 5.9
本 場 (円)	697,371,200	741,999,400	△ 44,628,200	△ 6.0
	529,882,800	598,136,900	△ 68,254,100	△ 11.4
電 話 投 票 (円)	17,554,692,300	15,693,081,200	1,861,611,100	11.9
	12,327,411,000	11,861,671,900	465,739,100	3.9
場 外 (円)	10,922,692,400	12,239,314,200	△ 1,316,621,800	△ 10.8
	8,705,118,700	10,460,449,600	△ 1,755,330,900	△ 16.8
1 日 平 均 車 券 発 売 金 (円)	394,253,458	403,864,715	△ 9,611,257	△ 2.4
	490,054,830	509,339,076	△ 19,284,246	△ 3.8
場間場外発売金 (円)	3,845,887,600	4,415,752,700	△ 569,865,100	△ 12.9
	1,598,106,000	2,180,286,800	△ 582,180,800	△ 26.7
入 場 者 数 (人)	40,426	43,570	△ 3,144	△ 7.2
	27,027	31,470	△ 4,443	△ 14.1

※上段は年間（4月1日～3月31日まで）の状況

※下段は下半期（10月1日～3月31日まで）の状況

【モーターボート競走事業】

実 施 状 況

(令和2年3月31日現在)

事 項 \ 年 度	令和元年度	平成30年度	増 (△) 減	増減率 (%)
開 催 日 数 (日)	162	164	△ 2	△ 1.2
	82	73	9	12.3
舟 券 発 売 金 (円)	76,768,383,900	72,791,329,500	3,977,054,400	5.5
	45,961,863,800	32,636,292,700	13,325,571,100	40.8
本 場 (円)	3,354,013,400	3,805,225,400	△ 451,212,000	△ 11.9
	1,718,966,800	1,620,464,900	98,501,900	6.1
電 話 投 票 (円)	50,137,443,400	40,635,836,900	9,501,606,500	23.4
	31,343,700,400	18,985,077,400	12,358,623,000	65.1
場 外 (円)	23,276,927,100	28,350,267,200	△ 5,073,340,100	△ 17.9
	12,899,196,600	12,030,750,400	868,446,200	7.2
1 日 平 均 舟 券 発 売 金 (円)	473,878,913	443,849,570	30,029,343	6.8
	560,510,534	447,072,503	113,438,031	25.4
場間場外発売金 (円)	10,665,747,000	10,939,420,100	△ 273,673,100	△ 2.5
	4,877,288,000	5,823,166,800	△ 945,878,800	△ 16.2
入 場 者 数 (人)	148,695	172,566	△ 23,871	△ 13.8
	73,784	73,473	311	0.4

※上段は年間（4月1日～3月31日まで）の状況

※下段は下半期（10月1日～3月31日まで）の状況

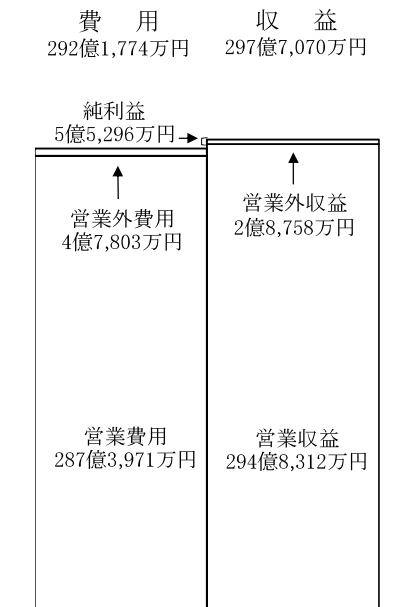
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【競輪事業】

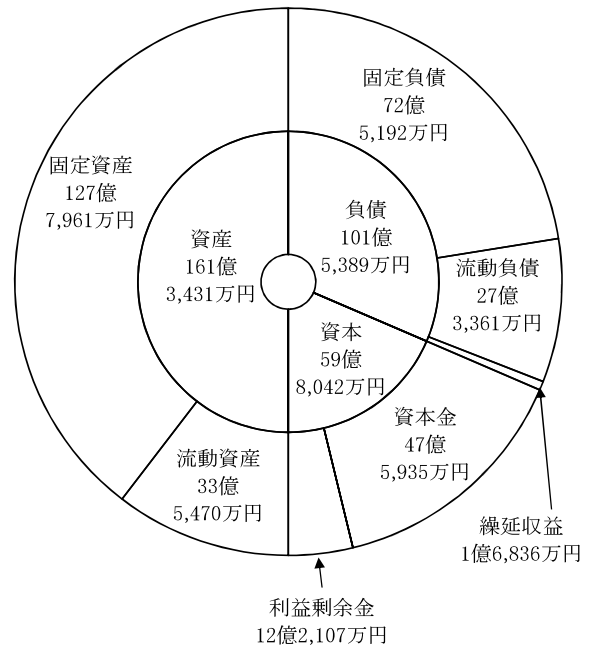
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



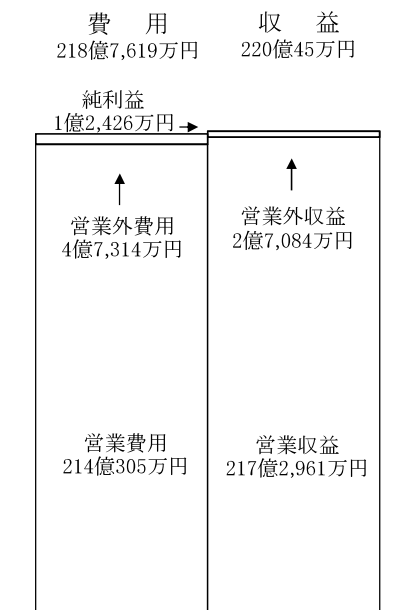
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

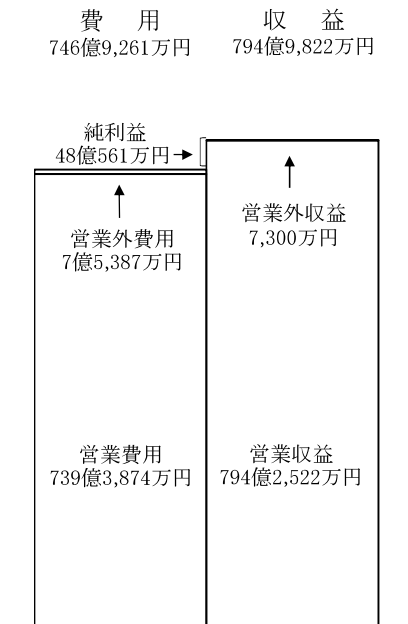
(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



【モーターボート競走事業】

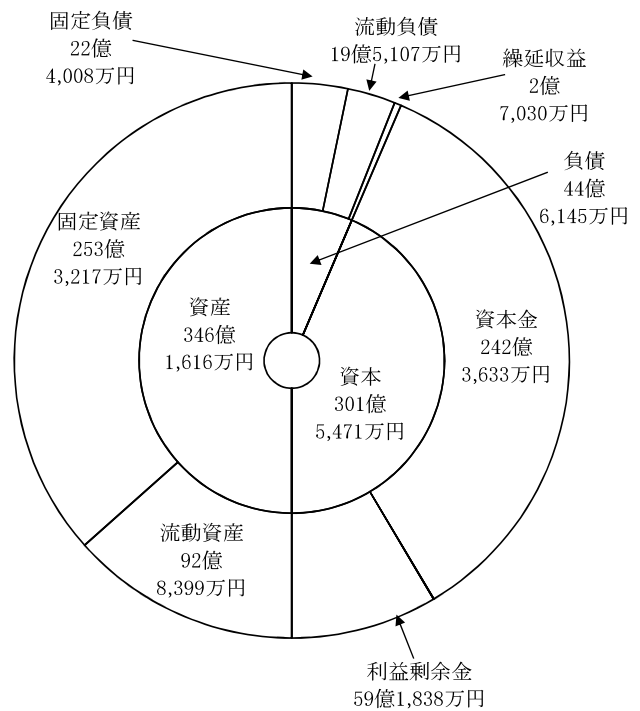
損益収支の状況

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)



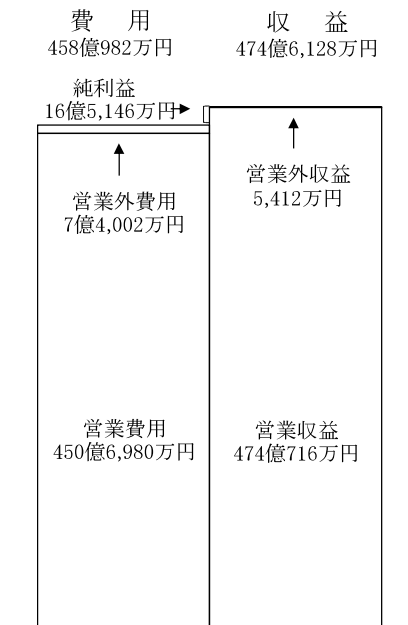
貸借対照表図

(令和2年3月31日現在)



損益収支の状況

(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)



ウ 令和2年度予算の概要及び事業の経営方針

(ア) 予算の概要

a 業務の予定量

【競輪事業】

(a) 年間開催日数	75 日
(b) 年間車券発売金	32,600,000 千円
(c) 1日平均車券発売金	434,667 千円
(d) 年間場間場外発売金	4,650,600 千円

【モーターボート競走事業】

(a) 年間開催日数	168 日
(b) 年間舟券発売金	83,800,000 千円
(c) 1日平均舟券発売金	498,810 千円
(d) 年間場間場外発売金	11,218,000 千円

b 予算額

【競輪事業】

単位：千円

区分		予算額
収益的 収支	競輪事業収益	33,952,805
	営業収益	33,576,187
	営業外収益	356,608
	特別利益	20,010
	競輪事業費	33,615,049
	営業費用	33,563,205
	営業外費用	51,824
	特別損失	20
資本的 収支	競輪事業資本的収入	1,347,000
	出資金	1,300,000
	固定資産売却代金	47,000
	競輪事業資本的支出	1,889,731
	建設改良費	462,131
	企業債償還金	1,265,000
	投資	162,600

【モーターボート競走事業】

単位：千円

区分		予算額
収益的収支	モーターボート競走事業収益	86,634,482
	営業収益	86,553,790
	営業外収益	80,682
	特別利益	10
	モーターボート競走事業費	82,648,143
	営業費用	82,568,764
	営業外費用	79,359
	特別損失	20
資本的収支	モーターボート競走事業資本的収入	1,400,010
	固定資産売却代金	10
	基金繰入金	1,400,000
	モーターボート競走事業資本的支出	4,208,007
	建設改良費	595,310
	企業債償還金	182,700
	投資	1,429,997
	繰出金	2,000,000

(イ) 事業の経営方針

平成30年度に策定した「北九州市公営競技事業経営戦略（前期計画期間：令和元年度～令和5年度）の各取組を着実に推進し、小倉競輪、ボートレース若松の健全な経営を行いながら、一般会計への繰り出しを行い、本市財政に貢献します。

北九州市告示第 2 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3 4 0 3	寿山町 1 2 号線	小倉北区寿山町	小倉北区寿山町
6 3 5 5	上貫 2 7 号線	小倉南区上貫三丁目	小倉南区上貫三丁目
6 3 5 6	高野 2 8 号線	小倉南区高野四丁目	小倉南区高野四丁目
6 3 5 7	津田 7 0 号線	小倉南区津田四丁目	小倉南区津田四丁目
6 3 5 8	中曽根 2 1 号線	小倉南区中曽根四丁目	小倉南区中曽根四丁目
6 3 5 9	中曽根 2 2 号線	小倉南区中曽根五丁目	小倉南区中曽根五丁目
6 3 6 0	中曽根 2 3 号線	小倉南区中曽根五丁目	小倉南区中曽根五丁目
6 3 6 1	中曽根 2 4 号線	小倉南区中曽根五丁目	小倉南区中曽根五丁目
6 3 6 2	中曽根 2 5 号線	小倉南区中曽根四丁目	小倉南区中曽根四丁目
6 3 6 3	長野東町 7 号線	小倉南区長野東町	小倉南区長野東町

3 8 9 4	向洋町 1 0 号 線	若松区向洋町	若松区向洋町
3 8 9 5	東二島 9 6 号 線	若松区東二島二丁目	若松区東二島二丁目
7 0 6 5	浅川 2 1 2 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7 0 6 6	浅川 2 1 3 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7 0 6 7	浅川 2 1 4 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7 0 6 8	浅川 2 1 5 号 線	八幡西区大字浅川	八幡西区大字浅川
7 0 6 9	市瀬 6 6 号線	八幡西区市瀬二丁目	八幡西区市瀬二丁目
7 0 7 0	貴船台 2 2 号 線	八幡西区貴船台	八幡西区貴船台
7 0 7 1	皇后崎町 1 9 号線	八幡西区皇后崎町	八幡西区皇后崎町
7 0 7 2	光明 2 5 号線	八幡西区光明一丁目	八幡西区光明一丁目
7 0 7 3	本城学研台 9 号線	八幡西区本城学研台 一丁目	八幡西区本城学研台 一丁目
7 0 7 4	本城学研台 1 0 号線	八幡西区本城学研台 一丁目	八幡西区本城学研台 一丁目
7 0 7 5	本城学研台 1 1 号線	八幡西区本城学研台 一丁目	八幡西区本城学研台 一丁目
7 0 7 6	本城学研台 1 2 号線	八幡西区本城学研台 一丁目	八幡西区本城学研台 一丁目
7 0 7 7	本城学研台 1 3 号線	八幡西区本城学研台 一丁目	八幡西区本城学研台 一丁目

7 0 7 8	真名子 1 2 号 線	八幡西区真名子二丁目	八幡西区真名子二丁目
1 8 9 1	中原東 4 0 号 線	戸畑区中原東二丁目	戸畑区中原東二丁目

北九州市告示第 2 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1 3 3 0	大手町 4 号線	新	小倉北区大手町	小倉北区大手町
		旧	小倉北区大手町	小倉北区大手町
1 3 3 1	大手町 5 号線	新	小倉北区大手町	小倉北区大手町
		旧	小倉北区大手町	小倉北区大手町
4 5 3 6	中曽根 1 号線	新	小倉南区中曽根五丁目	小倉南区中曽根五丁目
		旧	小倉南区中曽根五丁目	小倉南区中曽根五丁目
1 8 0 3	桃園 1 7 号線	新	八幡東区桃園二丁目	八幡東区桃園二丁目
		旧	八幡東区桃園二丁目	八幡東区桃園二丁目

北九州市告示第 2 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
2 2 8 0	大字田野浦 3 号線	門司区大字田野浦	門司区大字田野浦
2 4 3 1	西海岸 2 号線	門司区西海岸二丁目	門司区西海岸二丁目
1 3 5 4	上吉田 6 7 号線	小倉南区上吉田三丁目	小倉南区上吉田三丁目
2 5 5 2	曾根 1 8 6 号線	小倉南区大字曾根	小倉南区大字曾根
4 2 5 1	野面 6 4 号線	八幡西区大字野面	八幡西区大字野面

北九州市公告第 4 4 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 2, 4 0 0 トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 6 月 1 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目 1 0 番 8 号
- 5 落札金額
1 トン当たりの金額 3 万 8, 0 0 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 5 月 1 3 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第444号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

（1） 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 1, 005万枚

（2） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（3） 履行期限 令和3年1月29日

（4） 納入場所 市の指示する場所

（5） 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

960万枚 令和2年8月頃

（6） 最初の契約に係る入札公告日 令和元年10月18日

（7） 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

（8） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（1） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれと同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が201万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和2年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和2年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和2年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和2年7月21日から同月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月31日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和2年7月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和 2 年 7 月 3 1 日午後 2 時 1 0 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 1 7

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 10,050,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., July 31, 2020

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., July 30, 2020

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 4 4 5 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、北九州市町上津役土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 1 7 号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 4 6 年北九州市条例第 6 4 号）第 8 条の規定に基づく措置について、必要な事項を定めるものとする。

(在校等時間の上限)

第 2 条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3 第 1 号に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から正規の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の 1 箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）の合計時間（以下「1 箇月時間外在校等時間」という。）について 4 5 時間

(2) 1 日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の 1 年（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下同じ。）の合計時間（以下「1 年時間外在校等時間」という。）について 3 6 0 時間

2 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い教育職員が一時的又は突発的に正規の勤務時間を超えて業務を行う必要がある場合については、教育委員会は、教育職員の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 箇月時間外在校等時間について 1 0 0 時間未満

(2) 1 年時間外在校等時間について 7 2 0 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月時間外在校等時間の平均時間について 8 0 時間

(4) 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項第2号	4月1日	7月1日
	360時間	270時間
第2条第2項第2号	720時間	540時間
第2条第2項第3号	5箇月の期間	5箇月の期間（令和2年7月以後の期間に限る。）
第2条第2項第4号	6箇月	5箇月

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 1 8 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第 8 条の 2 教育委員会は、教職員に時間外勤務（条例第 8 条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（ 1 ） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる教職員以外の教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1 箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について 4 5 時間

（イ） 1 年（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について 3 6 0 時間

イ 1 年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった教職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに教職員の健康及び福祉を考慮して、教育委員会が定める期間において教育委員会が定める時間及び月数

（ 2 ） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として

教育委員会が指定するものに勤務する教職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

エ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月

2 教育委員会が、特例業務（時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な支障を来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する教職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた教職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様とする。

3 教育委員会は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて教職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該教職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、教職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定（以下「改正後の規定」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号 ア（イ）	4 月 1 日	7 月 1 日
	3 6 0 時間	2 7 0 時間
第 8 条の 2 第 1 項第 1 号 イ（ア）及び第 2 号イ	7 2 0 時間	5 4 0 時間
第 8 条の 2 第 1 項第 2 号 ウ	5 箇月の期間	5 箇月の期間（令和 2 年 7 月以後の期間 に限る。）
第 8 条の 2 第 1 項第 2 号 エ	6 箇月	5 箇月

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 1 9 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第 9 条の 2 教育委員会は、会計年度任用職員に時間外勤務（前条の規定により命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務すること及び週休日に勤務することをいう。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（ 1 ） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1 箇月（月の初日から末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について 4 5 時間

（イ） 1 年（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において時間外勤務を命ずる時間について 3 6 0 時間

イ 1 年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった会計年度任用職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに会計年度任用職員の健康及び福祉を考慮して、教育委員会が定める期間において教育委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として教育委員会が指定するものに勤務する会計年度任用職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 箇月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

イ 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

エ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 箇月

2 教育委員会が、特例業務（時間外勤務を命じなければ公務の運営に重大な支障を来すおそれがあり、かつ、緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する会計年度任用職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた会計年度任用職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様とする。

3 教育委員会は、前項の規定により、第 1 項各号に規定する時間又は月数を超えて会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該会計年度任用職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する規則の規定（以下「改正後の規定」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第1項第1号	4月1日	7月1日
ア（イ）	360時間	270時間
第9条の2第1項第1号 イ（ア）及び第2号イ	720時間	540時間
第9条の2第1項第2号 ウ	5箇月の期間	5箇月の期間（令和 2年7月以後の期間 に限る。）
第9条の2第1項第2号 エ	6箇月	5箇月

北九州市監査委員告示第2号

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月30日

北九州市監査委員 井 上 勲
同 廣 瀬 隆 明
同 香 月 耕 治
同 河 田 圭一郎

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

北九州市監査委員の事務局の組織等に関する規程（昭和43年北九州市監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

北九州市代表監査委員印	れい書	方 30		を
		方 15		

北九州市監査委員職務執行者印	れい書	方 30	北九州市 監査委員 職務執行 者印
北九州市代表監査委員印	れい書	方 30	北九州市 代表監査 委員印
		方 15	
北九州市代表監査委員職務代理者印	れい書	方 30	北九州市 代表監査 委員職務 代理者印
		方 15	

改める。

付 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。